

住居確保給付金のご案内

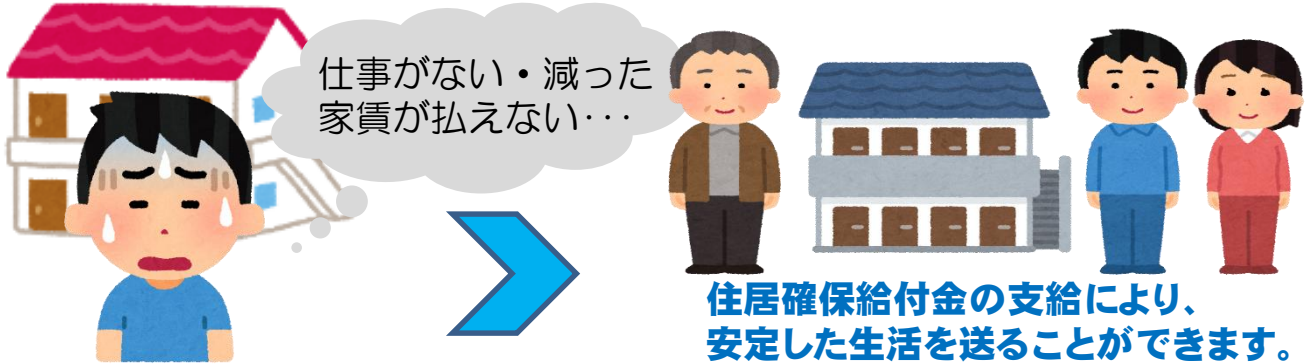
令和2年4月20日から対象者が拡がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

**離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



主な給付要件チェックリスト

項 目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	☐												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※東京都23区の例（自治体により額は異なります）（単位：円） <table><tr><td></td><td>単身世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td></tr><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>138,000</td><td>194,000</td><td>241,000</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>53,700</td><td>64,000</td><td>69,800</td></tr></table> （注）収入には、失業等給付などが含まれます。		単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	138,000	194,000	241,000	支給家賃額（上限額）	53,700	64,000	69,800	☐
	単身世帯	2人世帯	3人世帯										
収入基準額（月額）	138,000	194,000	241,000										
支給家賃額（上限額）	53,700	64,000	69,800										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	☐												
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	☐												

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、自立相談支援機関に相談してください。